

文教福祉常任委員会委員長報告

(H 2 5 . 6 . 2 0)

文教福祉常任委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当委員会は、休会中の6月20日に開催し、今定例会において付託を受けました議案3件の審査を行いました。

説明を求めるために出席を求めた者は、教育長、関係部長・課長であります。

まず委員会では、休憩中に、この4月より教頭2人制の体制となりました栗東西中学校に赴き、学校経営方針について視察を行いました。

それでは審査結果について報告をさせていただきます。

まず、議案第43号 専決処分事項の報告について 専決処分第2号 平成24年度 栗東市一般会計補正予算(第8号)のうち、関係する歳出、歳入・その他事項について では、

私立保育所運営補助のうち、低年齢児保育保育士等特別配置事業補助金の減額は、待機児童数と関連するものか。

との質疑に対し、

1・2歳児43人以上での加配を当初3園が予定していたが、実際は1園となったための減額で、待機児童数と関連しない。

との答弁でした。

生活保護事務経費のうち賃金は減額となり、生活扶助費は増額となっているが、相談対応に影響はでていないのか。

との質疑に対し、

賃金の減額は、当初月額雇用で職員の募集を行ったが、週3日での採用となったことや、4月からの雇用予定が7月からとなったことなどによるものである。ケースワーカー3名と他の職員で対応したことにより、相談件数は前年度より増えている。

との答弁でした。

予防接種事業のうち委託料の減額は、子宮頸がん予防ワクチンの副作用の影響があるのか。国に中止の動きはないようだが。

との質疑に対し、

3 ワクチンは8割の接種の見込みが4割5分から5割5分となった。子宮頸がん予防ワクチンについては報道以前から副作用の情報もあり、接種を控えられる部分があったのが現実かと思っている。国は現在、積極的な接種の勧奨はしないこととしている。

との答弁がありました。

その他多くの質疑ののち、本案は、討論はなく、全員一致で原案のとおり、承認すべきものと決しました。

なお、関係する歳入・その他事項については、承認すべきものと決した旨を、総務常任委員会 委員長に報告いたしております。

次に、

議案第45号 専決処分事項の報告について 専決処分第4号 平成24年度栗東市介護保険特別会計補正予算（第3号） では

介護予防事業費のうち二次予防事業対象者把握事業の賃金の減額では、専門職の応募がなく事務職が対応したとのことだが、事務職で対応が可能だったのか。

との質疑に対し

介護予防啓発活動に保健師か看護師の募集をしたが応募はなかったため、保健師、看護師、理学療法士でカバーしながら、事業を実施した。

との答弁がありました。

その他質疑ののち、討論はなく、全員一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第52号 栗東市子ども・子育て会議条例の制定についてであります。

この条例は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、栗東市子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めようとするものであります。

当局からの説明の後、質疑を行いました。その主なものについて報告いたします。

まず、委員より 子ども子育て会議委員の各号ごとの委員数やその構成メンバーについて、の質問がありました。

当局より

委員数や構成メンバーの案については現在検討中であり、委員の選任については、それぞれの組織の会長とか代表者に限らないことや教育・保育・子育てのバランスも考慮して、子ども子育て支援事業計画に、子育て当事者や子ども子育て支援事業者の意見が反映できるようにしていきたい。との答弁がありました。

次に、委員より ニーズ調査の方法についての質問があり

当局より

ニーズ調査の具体的内容の雛形等がまだ示されていないが、事業計画を策定するには現状をしっかりと把握した企画と計画立案が重要であり、関係課内部会議等で検討し、子ども子育て会議でもご意見をいただき実施する。調査方法については、現在、就学前1,500人 就学時1,500人 合計3,000人の郵送によるアンケート方式を考えている。対面聞き取りなどその他の方法についても検討する。との答弁がありました。

次に、委員より 子ども子育て会議の持ち方について の質問があり

当局より

委員の皆さんから意見をいただくためには、十分な情報提供が必要であり、会議の開催についてはしっかり準備を整えて開催する。開催時間等についてもいろいろな状況もあり十分委員の皆さんに配慮していきたい。との答弁がありました。

次に、委員から、現行の就学前保育における民間活力活用の基本計画と新事業計画との関係について、の質問があり

当局より

民間活力活用の基本計画は平成26年度までであり、現行の計画を説明し協議を行うことになる。第2候補群としている民間への移行が可能なのかどうかを見据えながら、新しい事業計画にそれがのせられるのかどうかも検討しなければならないと考えている。との答弁がありました。

次に委員から、会議への担当職員の関わりと事務局体制について、の質問があり

当局より、

担当課職員は会議の委員には入らない。事務局体制としては、支援事業である13事業に係る主管課が事務局をそれぞれ担当する。子育て応援課、幼児課、健康増進課が主である。

最後に、委員より、委員の構成メンバーに障がい者団体枠がないが、そのことについてどのように考えているのか、との質問があり

当局より、

「障がい者」のくくりについては、身体の不自由という外面的だけではなく、グレーな部分もある。所属団体に特化することなく、包含した視点で委員の選任については考えている。との答弁がありました。

本案は、討論はなく、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しま

した。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査結果の報告といたします。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。